

奈良県立民俗博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第四十三号

奈良県立民俗博物館管理規則の一部を改正する規則

奈良県立民俗博物館管理規則（昭和四十九年十月奈良県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、展示室内において撮影及び模写の行為をしようとする場合であつて、館長が定めるときは、この限りでない。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。